



2015年3月27日

各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 社長執行役員 湧田 節夫
[コード番号 9832 東証第一部]
問い合わせ先 IR・広報部長 椎野 泰成
TEL 03-6219-8787

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月24日開催予定の当社第68期定時株主総会に、下記の通り「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2014年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という）において、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、改正会社法が2015年5月1日に施行されることを条件として、定款第29条第2項（取締役の責任免除）および第37条第2項（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものがあります。

なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、改正会社法が2015年5月1日に施行されることとの条件付きで、監査役全員より同意を得ております。

2. 定款変更の内容

（下線_____は変更部分）

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、 <u>1,000万円以上であらかじめ定められた金額または</u>	(取締役の責任免除) 第29条 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役との間に</u> 、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

現行定款	変更案
法令が定める金額の <u>いずれか高い額</u> とする。	
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>500 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額</u>とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>

3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催予定日 : 2015 年 6 月 24 日 (水曜日)
- ② 定款変更の効力発生予定日 : 2015 年 6 月 24 日 (水曜日)

以上